平成 30 年度 (2018 年度) 海外派遣

日本語専門家 募 集 要 項



1. 事業の目的

国際交流基金(ジャパンファウンデーション)(以下、「基金」という)は、世界の全地域において国際文化交流事業を総合的に実施する、外務省所管の特殊法人として昭和 47 年 (1972年) 10 月に設立されました。平成 15 年 (2003年) 10 月に独立行政法人となりましたが、特殊法人としての設立当初から、海外における日本語教育を主要活動分野のひとつとしています。

海外における日本語教育分野は、各国・地域の教育環境や言語政策、日本との外交関係等を踏まえ、日本と諸外国の双方向のコミュニケーションを円滑にし、対日理解・相互理解の増進の基礎とすることを目的としています。海外の日本語教育に関する調査の実施、日本語教材・教授法の開発・普及、日本語能力試験実施等の日本語教育・学習の基盤・環境整備を行うとともに、日本語専門家派遣による現地教師の育成・ネットワーク構築やモデル日本語講座の運営、現地日本語教育機関の日本語普及活動への支援、日本語教師・日本語学習者の訪日研修等を実施しています。

なかでも日本語専門家派遣事業は、それぞれの派遣先国・地域において日本語学習者・学習希望者が学習を安定的に開始・継続していくようにすること、必要な日本語教育が中長期的に自立・継続して行われていくことを目的としています。そのため、国または地域の中核的な役割を担う日本語教育機関に日本語教育の専門家を派遣することで、現地日本語教師の育成、教材・カリキュラム・教授法に関するコンサルティング、日本語教師間のネットワーク作り、派遣先機関・国における安定的な日本語教育の実施や質的改善に必要な支援を行っています。

2. 派遣先機関の種別と業務内容

派遣先機関により、業務内容が異なります。派遣先機関は、大きく分けて以下の8種があります。また、日本語指導助手が派遣されている機関の場合、日本語指導助手に対する指導や助言も業務に含まれます。

(1) 基金海外拠点 (アドバイザー業務担当):

基金海外拠点に所属し、同機関に所属の上級専門家と協力しつつ、任国あるいは近隣諸国の日本語教師に対する教師研修の実施・教材の作成・日本語教授法等に関するコンサルティング・現地日本語教師間のネットワーク作りを支援するほか、JF 講座 (http://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/jf/index.html)の運営を行う。

(2) 日本語教師を養成している高等教育機関:

日本語教師養成課程の立ち上げ期から一定期間を経た大学等に所属し、授業担当・現地 日本語教師への助言・コース整備を行う。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師 に対する教師研修・教材作成や日本語教授法等に関するコンサルティング・現地日本語 教師間のネットワーク作りを支援する。

(3) 日本語専攻を開講している高等教育機関:

設立から一定期間を経て、カリキュラム等が確立されている日本語学科において、授業 担当・現地日本語教師への助言・コース整備を行う。同時に、任国あるいはその地域の 日本語教師に対する教師研修・教材作成・日本語教授法に関するコンサルティング・現 地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(4) 中等教育レベルの日本語教育:

中等教育レベルで日本語を導入している地域において、地域の学校を巡回し、授業担当・カリキュラム編成・教材作成・現地日本語教師への助言・コース整備を行う。日本語パートナーズが配属されている地域に派遣されている場合は、日本語パートナーズに対しての指導や助言を行う。

(5) 日本センター日本語講座部門:

日本センター日本語講座部門に所属し、JF 講座の設計・運営・現地講師への助言・授業担当等を行う。

(6) マラヤ大学予備教育部:

マレーシア政府がマラヤ大学に設置したマラヤ大学予備教育部(日本の大学(学部)進学を目的とした高校卒業後の日本語教育プログラム)にて、学科長及び学年主任を努める上級専門家と協力しつつ、授業や学校活動を担当するとともに、現地教師の育成等を行う。

(7) EPA 日本語予備教育事業:

インドネシア・フィリピンにおける看護師・介護福祉士候補者に対する日本語予備教育 事業において、上級専門家を補佐し、講座の運営・管理、授業を担当する日本人派遣講 師及び現地講師の指導・相談対応を行う。

(8) 日本語パートナーズ派遣事業:

日本語パートナーズ派遣事業において、派遣人数の多いベトナムで、現地に派遣されている"日本語パートナーズ"に対して教務面の指導や助言等を行う一方で、"日本語パートナーズ"の受入に関わっている現地日本語教師に対してチームティーチング手法の紹介を含む教師研修等を実施する。

3. 募集人数

25 名程度

4. 派遣予定先

今回公募する専門家の派遣予定機関に関する情報は、基金ウェブサイト (http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_30_haken2.html) に掲載し、随時更新しますので、最新情報をご確認ください。

5. 派遣時期及び任期

平成 30 年度中(平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日)に本邦を出発します。ただし、派遣先により、平成 30 年 3 月中に出発となる可能性があります。

任期は、通常 2 年間です (1 年間の延長の場合あり)。ただし、任国のスクール・イヤー、 プロジェクトの終了時期等により、2 年未満となる場合があります。

6. 派遣期間中の待遇

専門家の旅費・報酬等は、学歴・日本語教育経験を基金規程に沿って格付けし、次の通り 支給します。

(1) 旅費

赴任時及び帰国時に旅費(航空賃・支度料・移転料等)を支給します。また、専門家が 随伴する(あるいは呼び寄せる)扶養親族の旅費を支給します(ただし、扶養親族の滞 在が連続して6ヶ月を超える場合に限ります)。

(2) 報酬等

派遣期間中、基本報酬・在勤加算・住居経費を支給します。また、扶養親族を随伴する場合は家族加算を、また 4 歳以上 18 歳未満の子女を随伴する場合は子女教育経費を支給します(ただし、扶養親族の滞在が連続して 6 ヶ月を超える場合に限ります)。

※参考:基金規程に基づく試算(月額)(平成29年6月現在)

オーストラリア(シドニー)派遣

	基本報酬	在勤加算	住居経費 (上限)
経験年数7年未満	96,500 円	235,100 円	AUD1,895.6800
経験年数7年以上	109,700 円	293,900 円	

注:住居経費は支給上限額の記載であり、家賃の 19.3%に加えて光熱水費、家 具代相当額等を自己負担して頂きます。

エジプト (カイロ) 派遣

	基本報酬	在勤加算	住居経費(上限)
経験年数7年未満	96,500 円	240,300 円	USD1,055.36
経験年数7年以上	109,700 円	288,000 円	

注:住居経費は支給上限額の記載であり、家賃の17.2%に加えて光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。

- ※経験年数は経歴書(証明書)に基づき、教授内容・担当時間数等を勘案し、基金内規 に基づく係数を乗じて算出するため、大学卒業後の実年数とは異なります。
- ※在勤加算とは、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照ら して加算支給されるものです。交通費や、必要に応じて乗用車購入・使用人の雇用等 に充当するためのもので、基金の規程により定められており、国によって異なります。
- ※住居経費及び自己負担率は、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照らし、基金の規程により定められており、派遣先の国によって異なります。
- ※基金の規程が改定され、基本報酬・在勤加算・住居経費の支給額が増減することがあります。
- ※扶養家族を随伴しない(単身での) 赴任の場合は、上記住居経費(上限)の 80%の金額が上限となります。
- ※受入機関より、旅費・報酬等が支給される場合は、基金からの支給額を調整します。 ※任期中の一時帰国や任国外旅行については、制限があります。

7. 応募資格

下記(1)~(5)をすべて満たす者。

- (1) 日本国籍を有し、日本語を母語とする者。
- (2) 平成30年4月1日現在で65歳未満であること。
- (3) 日本語教育関連分野において修士号以上の学位を有する者(もしくは平成30年3月末までに取得可能な者)。
- (4) 中等・高等教育機関、日本語学校等の日本語講師(非常勤を含む。以下同じ)として応募時点で通算2年以上勤務した経験があること(海外勤務経験が望ましい)。
 - ※マラヤ大学予備教育部に赴任の場合は、上記(4)に加え、国内外の予備教育機関(民間日本語学校を含む)の日本語講師として勤務した経験を特に重視します。
 - ※日本語指導助手経験者や青年海外協力隊日本語教師経験者の応募を歓迎します。
- (5) 派遣前研修(下記13.参照)に全日程参加できること。
 - ※上記派遣前研修に参加が可能であれば、応募時点で海外に在住している方も応募可能です。

8. 日本語専門家の身分

(1) 日本語専門家と基金との関係

専門家と基金は、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結し、それに基づいて基金は専門家に 業務を委嘱します(専門家と基金は雇用関係にはなりませんので、年金等の手続きは専 門家各自の責任において行ってください。また、基金は専門家の帰国後の就職の斡旋や 生活保障の責任を負いません)。

(2) 専門家と受入機関との関係

基金との契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は受入機関の規則に 基づきます。基金と受入機関(基金海外拠点を除く)は、専門家の派遣条件・業務内容 に関する合意書を締結します。

9. 業務上障害補償制度

専門家が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、基金はその療養のために必要な費用を規定により負担します。また、専門家が業務上死亡した場合は、規定により遺族補償を行います。

10. 国際交流基金在外共済会

基金が海外に派遣する専門家を対象として基金の負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人 国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

11. 応募手続き

(1) 提出書類

ア. 応募用紙

基金ウェブサイト http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_30.html から、応募用紙の様式をダウンロードし、記入してください。応募用紙の体裁は変更しないようにしてください。規定の項目に書ききれない場合は、別紙をつけて記載してください(志望動機、エッセーについては必ず所定の枠内で書ききるようにしてください)。

イ. 推薦状 (本紙)

日本語教育に関する知識・技能について、現在もしくは過去に所属した機関の責任者または同僚(基金役職員(海外派遣中の役職員を含む)、専任講師、専門員等を除く)が作成した推薦状を提出してください。様式は問いませんが、日本語の記述でA4用紙1枚とし、推薦状作成者に関する情報(氏名、肩書、連絡先)を明示の上、推薦者の署名または捺印のある原本を<u>厳封された状態のまま提出してください</u>。また、推薦状の宛名は国際交流基金としてください。

ウ. 返信用封筒

応募者の住所・氏名を宛先に記した定型封筒(長 3 型 $12 \times 23.5 cm$) 1 枚 (切手貼付不要 長 3 型が用意出来ない場合は、A4 用紙を 3 つ折または 4 つ折にして入れることができる大きさの封筒を用意してください)。

(2) 提出先

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-4-12 麻布台ロイヤルプラザ 703

一般社団法人国際フレンドシップ協会

日本語上級専門家公募係

* 封筒に「応募書類在中」と朱書のこと。

(3) 締切

平成 29 年 8 月 14 日 (月) 必着

※郵送のみ受け付けます。

※提出書類(応募用紙等)は、一切返却しませんのであらかじめご了承ください。

12. 選考

(1) 第 1 次選考 (書類選考)

応募書類により選考を行います。結果は8月末頃に文書で通知します。 ※応募用紙は自身の分としてコピーをとり、第3次選考(面接)の際に持参してください。

(2) 第 2 次選考 (筆記)

第1次選考通過者に対し、下記のとおり実施します。結果は9月末頃に文書で通知しま す。受験のための旅費は支給しません。

ア. 科 目:日本語・日本語教育・一般教養、英語

※ 昨年の試験問題(英語を除く)を基金ウェブサイトに掲載しています。

http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/download/29-kakomon.pdf

イ. 日 時:平成29年9月9日(土)

12:30~16:00 (予定)

※ 会場により試験時間帯が異なる場合があります。

※ 海外の会場では、受験者数により、会場や試験実施時間を変更 する場合があります。

※ 海外の会場では、入居先のビルの都合等で、試験実施に最適な環境を 確保できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 各会場の詳細については、別途お問い合わせください。

ウ. 場 所:(東京会場) 国際交流基金本部

東京都新宿区四谷 4-4-1

最寄り駅: 四谷三丁目駅 (東京メトロ丸の内線)

(ソウル会場) ソウル日本文化センター

The Japan Foundation, Seoul

(北京会場) 北京日本文化センター

The Japan Foundation, Beijing

(ジャカルタ会場) ジャカルタ日本文化センター

The Japan Foundation, Jakarta

(バンコク会場) バンコク日本文化センター

The Japan Foundation, Bangkok

(マニラ会場) マニラ日本文化センター

The Japan Foundation, Manila

(ハノイ会場) ベトナム日本文化交流センター

The Japan Foundation Center for Cultural

Exchange in Vietnam

(クアラルンプール会場) クアラルンプール日本文化センター

The Japan Foundation, Kuala Lumpur

(ニューデリー会場) ニューデリー日本文化センター

The Japan Foundation, New Delhi

(トロント会場) トロント日本文化センター

The Japan Foundation, Toronto

(シドニー会場) シドニー日本文化センター

The Japan Foundation, Sydney

(ロサンゼルス会場) ロサンゼルス日本文化センター

The Japan Foundation, Los Angeles

(メキシコ会場) メキシコ日本文化センター

The Japan Foundation, Mexico

(サンパウロ会場) サンパウロ日本文化センター

The Japan Foundation, Sao Paulo

(ローマ会場) ローマ日本文化会館

The Japan Cultural Institute in Rome

(The Japan Foundation)

(ケルン会場) ケルン日本文化会館

The Japan Cultural Institute in Cologne

(The Japan Foundation)

(パリ会場) パリ日本文化会館

The Japan Cultural Institute in Paris

(The Japan Foundation)

(ロンドン会場) ロンドン日本文化センター

The Japan Foundation, London

(マドリード会場) マドリード日本文化センター

The Japan Foundation, Madrid

(ブダペスト会場) ブダペスト日本文化センター

The Japan Foundation, Budapest

(モスクワ会場) 全ロシア国立外国文献図書館

「国際交流基金」文化事業部 (モスクワ日本文化センター)

The Japanese Culture Department

"Japan Foundation" of the All-Russia State

Library for Foreign Literature

(カイロ会場) カイロ日本文化センター

The Japan Foundation, Cairo

※基金海外拠点の住所等詳細は基金ウェブサイトをご覧ください。

(http://www.jpf.go.jp/j/world/index.html)

(3) 第3次選考(面接)

第2次選考通過者に対し、以下の通り実施します。受験のための旅費は支給しません。

- ア. 日 時: 平成 29 年 10 月 12 日 (木)、13 日 (金)、14 日 (土)、15 日 (日)
 - ※ 日時は、基金が指定します。原則として、日時の変更には応じられません。
- イ. 場 所:国際交流基金 本部(新宿区四谷 4-4-1/四谷三丁目駅徒歩3分)
- ウ. 結果通知

結果は11月上旬頃に文書で通知します。

なお、面接の結果、派遣候補者及び補欠者となった場合、その有効期間は平成 30 年度限りです。

13. 派遣前研修

派遣が内定した者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

(1) 目的

日本語専門家としての業務を円滑に遂行できる様に、任地の日本語教育事情を学び、派遣専門家としての見識を身につけること。

(2) 日程

平成 30 年 3 月 4 日 (日) ~3 月 10 日 (土) (予定)

(3) 場所

国際交流基金 日本語国際センター(埼玉県さいたま市/北浦和駅徒歩8分)

(4) 研修内容

派遣手続き、基金日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な 知識と情報に関する研修等

(5) その他

ア. 研修参加の為の諸経費は基金が負担します。

交通費は、日本国内の居住地(最寄の鉄道駅)から北浦和までの一往復のみ基金が 負担します(海外居住者に対しては、成田空港又は羽田空港から北浦和までの一往 復のみ基金が負担し、海外の居住地から日本までの国際航空賃等は自己負担となり ます)。

イ. 研修中は、全員、日本語国際センターに宿泊します。

14. 個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、基金関係者、外部有識者等の評価に提供します。また、派 遣手続きを業務委託している一般社団法人国際フレンドシップ協会に、業務に必要な範囲で 情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう 取り扱い方法を確認します。

採用になった場合には、氏名・所属先・派遣先・派遣期間等の派遣に関する情報は、事業 実績・年報・ウェブサイト等の基金が作成する媒体において公表されます。また、これらの 媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

15. 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金

日本語事業部

日本語専門家派遣 公募担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-4-1

E-mail: sakura adoption@jpf.go.jp

FAX: 03-5369-6040

※ご不明点・ご質問は、基金ウェブサイト内の FAQ をご参照の上、メールもしくは FAX でお問い合わせください。

基金ウェブサイト FAQ: http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_30_faq.html ※選考の過程や選考結果については一切お答えできません。

16. 留意事項

- (1) 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続き(公用旅券・査証の取得等)のため、赴任 $1\sim2$ ヶ月前までに日本に帰国する必要があります(時期及び手続きに要する期間は国によって異なります)。
- (2) 現在、基金プログラム(日本語上級専門家・日本語専門家・日本語指導助手)で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮はできません。ただし、30年度の派遣が決定した場合、派遣先によっては現在の派遣期間の変更をお願いすることもあります。